

## 第19回世界水泳選手権2021福岡大会

マーケティング専任代理店

業務委託契約書

第19回世界水泳選手権2021大会準備委員会（以下「OC」という。）、株式会社電通（以下「電通」という。）及び株式会社電通九州（以下「電通九州」といい、電通と併せて「電通グループ」と総称する。）は、第19回世界水泳選手権2021福岡大会（以下「福岡大会」という。）に関して、以下の通りマーケティング専任代理店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約に基づく義務の引受主体が電通グループになっている場合には、本契約において別途別段の定めがある場合を除き、電通及び電通九州は当該義務を連帯して遂行するものとする。

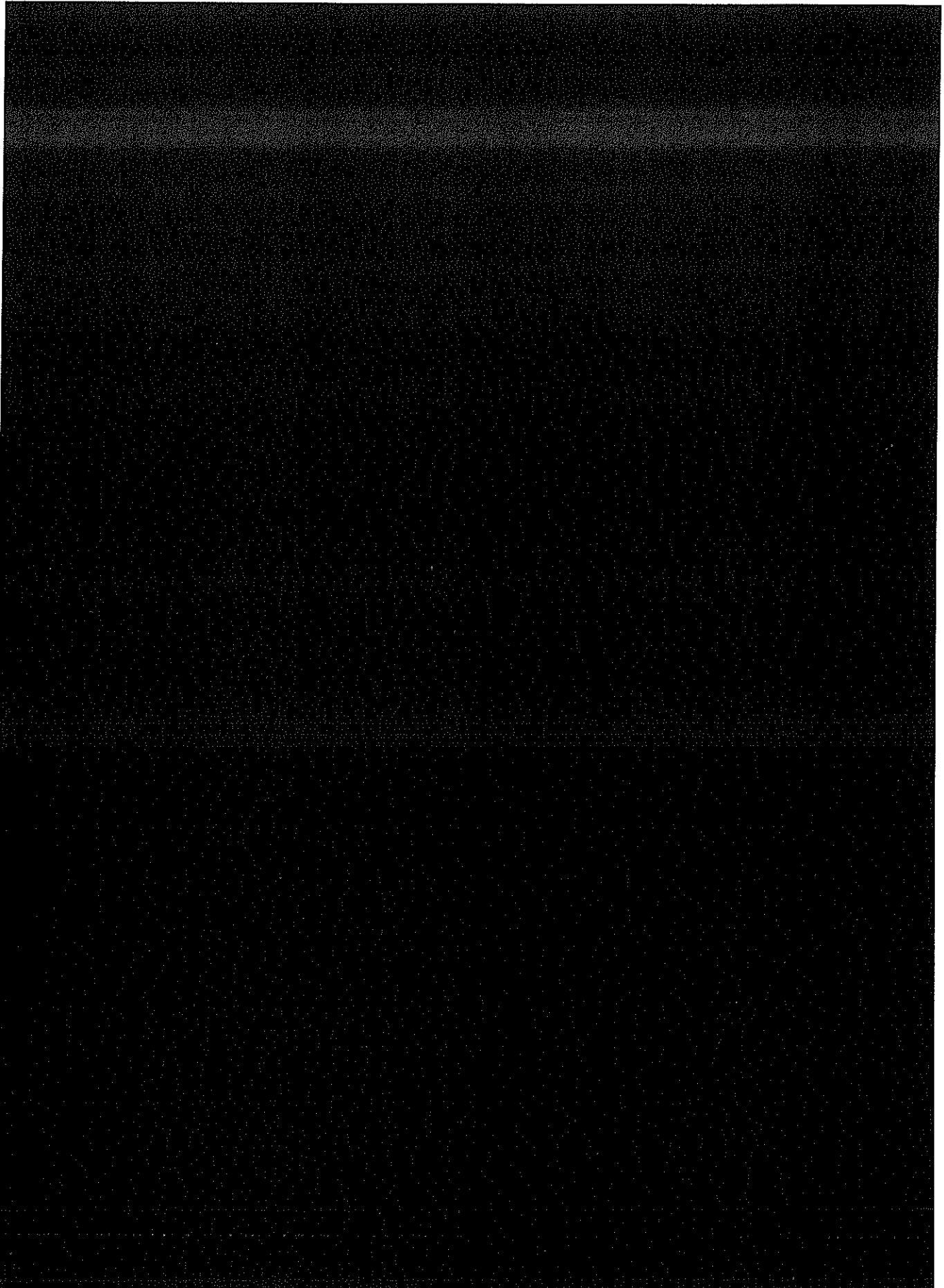
### 第2条（目的）

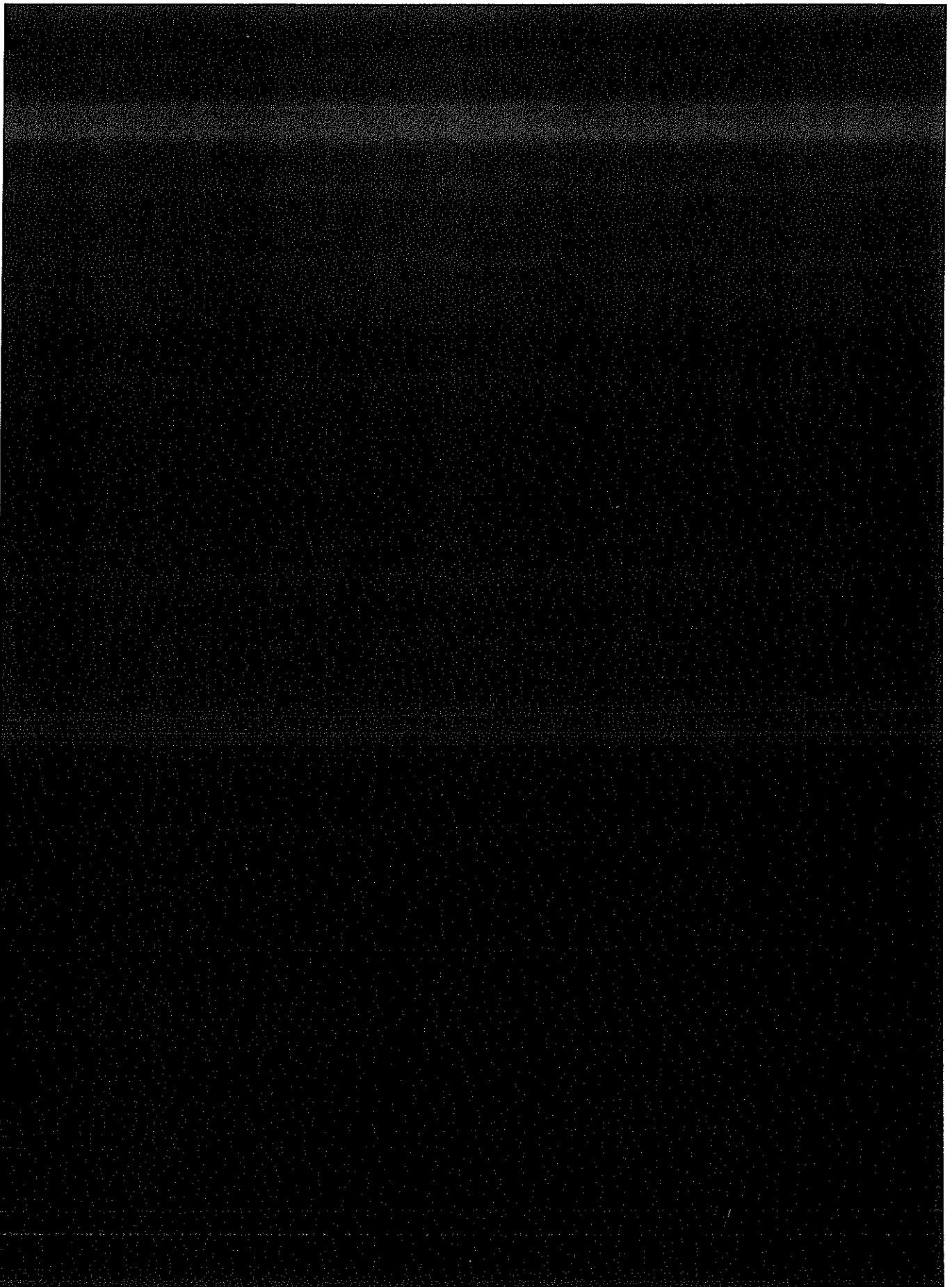
OCは、福岡大会の準備・運営にあたっては、大会の準備・運営に必要となる資金等の一部をマーケティング活動により調達するとともに、福岡大会の効果的なプロモーションを行う必要がある。

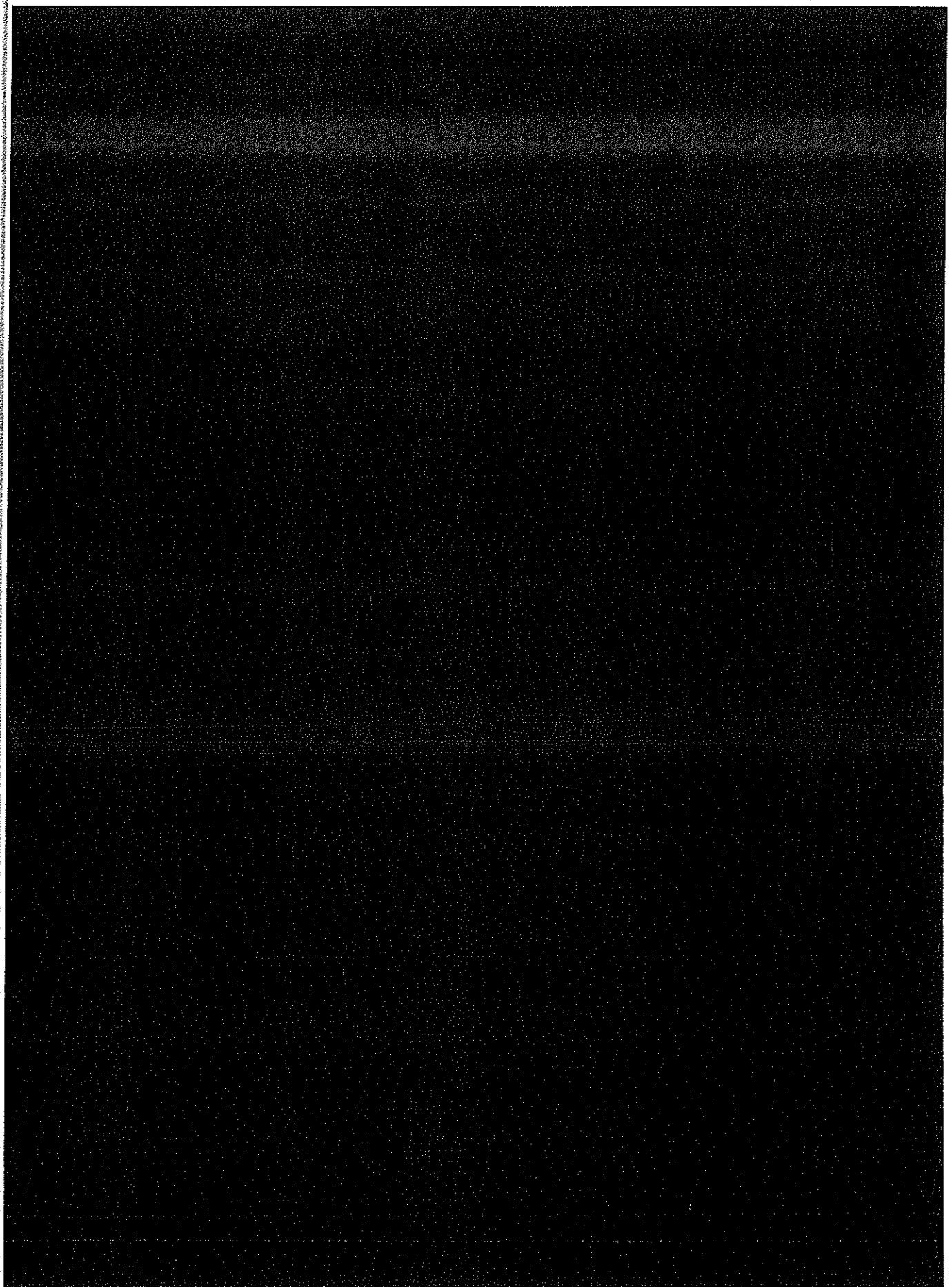
福岡大会の万全な準備と安定的な運営を推進できるよう、OC及び電通グループは、マーケティング収入の最大化を図るとともに、福岡大会のプロモーションを通して、日本における水泳文化の醸成や水泳競技の国際競技力の向上、並びに福岡市における水泳をはじめとした市民スポーツの振興、都市ブランド力の向上、地域経済の活性化等に寄与することを目的として、本契約を締結するものとする。

### 第3条（契約期間）

本契約期間は、本契約締結の日から2022年3月31日まで（以下「本契約期間」という。）とする。





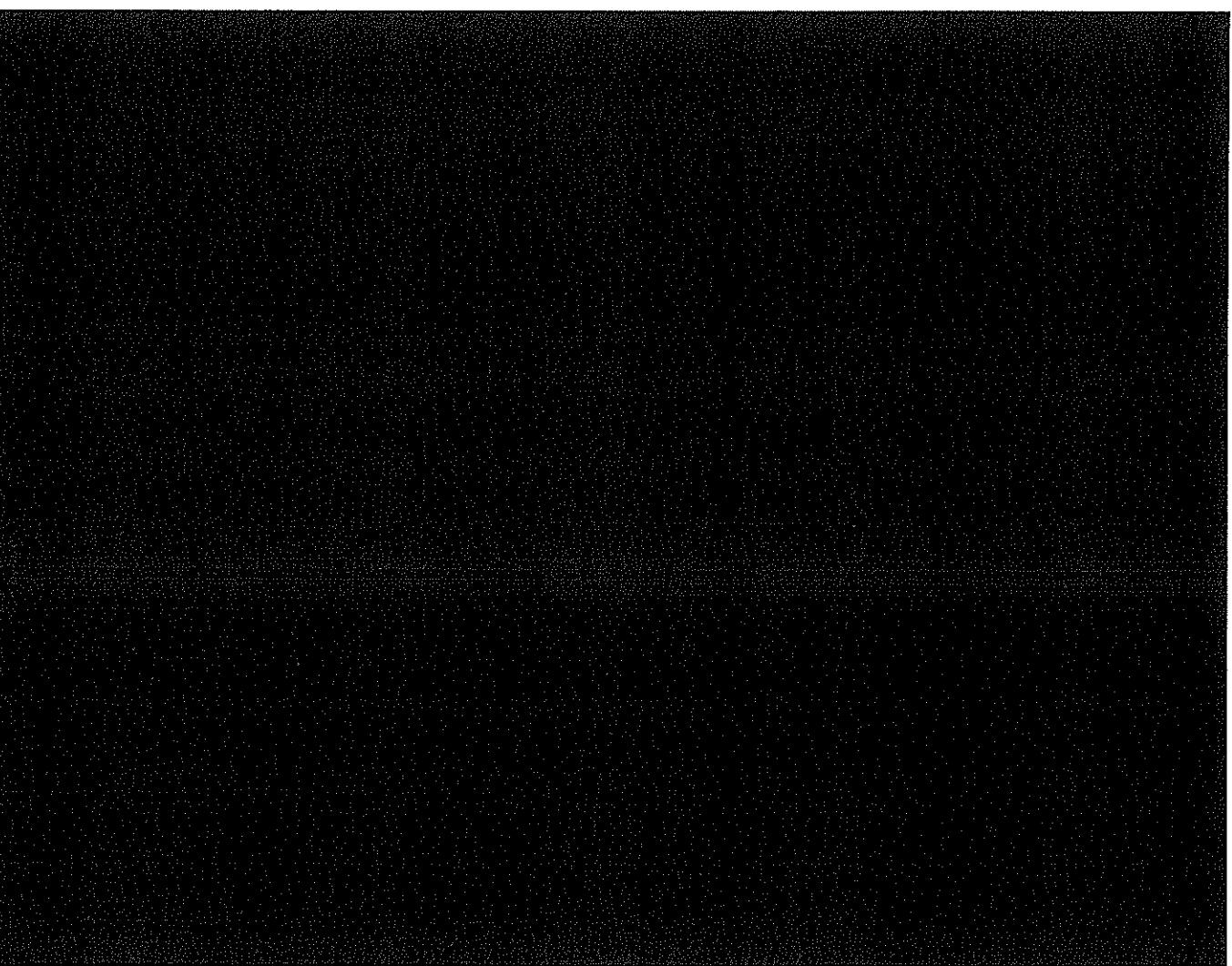




## 第14条（暴力団等関与に対する解除権）

1. OCは、福岡県警察本部からの通知に基づき、電通グループが次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により電通グループに損害が生じても、OCはその損害の賠償の責めを負わないものとする。
  - (1) 役員等（その役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
  - (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
  - (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
  - (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
  - (8) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (9) 電通グループが、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、OCが電通グループに対して当該契約の解除を求め、電通グループがこれに従わなかつたとき。
2. 前項第9号の規定により、下請契約又は資材、原材料の購入契約が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定によりOCが電通グループに対して解除等を求めたことによって生じる損害については、OCは一切の責任を負わないものとする。

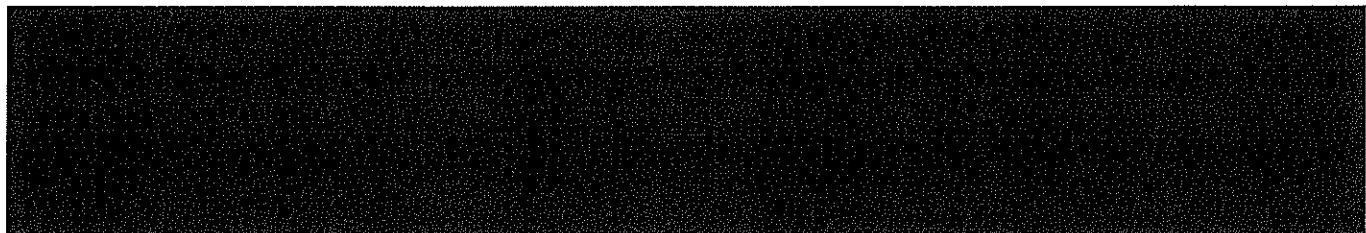


## 第16条（契約の解除）

1. いずれかの当事者に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、相手方は、当該当事者に対する書面による通知をもって直ちに本契約を解除することができる。
  - (1) 本契約の重要な義務が履行されず（本契約に定める権利の一部が付与されなかつた場合を含むが、これに限られない。），相手方から書面による催告の通知を受けた後30日以内にかかる不履行が是正されない場合
  - (2) 本契約上の表明保証事項につき違反があり、当該当事者に対する催告後14日以内に当該違

#### 反が是正されない場合

- (3)破産、民事再生、会社更生の申立をし、若しくは申立をされた場合、支払不能となった場合、手形の不渡りが生じた場合、又はその他社会的な信用状況が著しく悪化したと合理的に判断される場合
  - (4)第三者から差押、仮差押、仮処分等強制執行を受け、かつ本契約の履行が困難と認められる場合
  - (5)その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 政府の行為、命令及び規制、戦争、テロ、ストライキ、暴動、労働争議、天変地異、洪水、災害又は公共輸送機関の争議を含むがこれらに限らず、当該当事者の支配を超えた行為、要因、不慮の出来事又は状況に起因又は関連する履行の遅延、延滞又は不履行は、影響を受けた当該本契約当事者の債務不履行とはならない。
3. 上記いずれの解除も損害賠償の請求を妨げない。



#### 第18条（契約上の地位の譲渡）

福岡大会の組織委員会が別途設置された場合には、本契約上の地位は、OCから当該組織委員会に譲渡されるものとし、電通グループはそれを承認する。但し、OCは当該譲渡を行う場合、当該譲受人に本契約の一切の契約上の地位及び権利義務を全て承継させなければならない。

#### 第19条（契約の変更）

本契約は、全ての本契約当事者の署名した書面によるものでなければ有効に修正し、変更し又は改定することができないものとする。

#### 第20条（契約の可分性）

本契約のいずれかの部分が適法な管轄権を有する裁判所によって無効、違法又は強制不能であると宣言された場合には、当該部分は、本契約から分離されたものとみなされるものとし、本契約の残余の部分は、かかる無効、違法又は強制不能な部分があつても当初から本契約書の一部ではなかつたものであるかのように、全面的に完全な効力を有し続けるものとする。

#### 第21条（準拠法・管轄の合意）

1. 本契約は、日本国の法令に準拠し、それらに従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関する OC 及び電通グループ間のすべての紛争に関し、福岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第21条 (協議)

本契約に別段の定めのない事項及び本契約に関連して生じた疑義については、OC 及び電通グループは誠意をもって協議し、その解決にあたる。

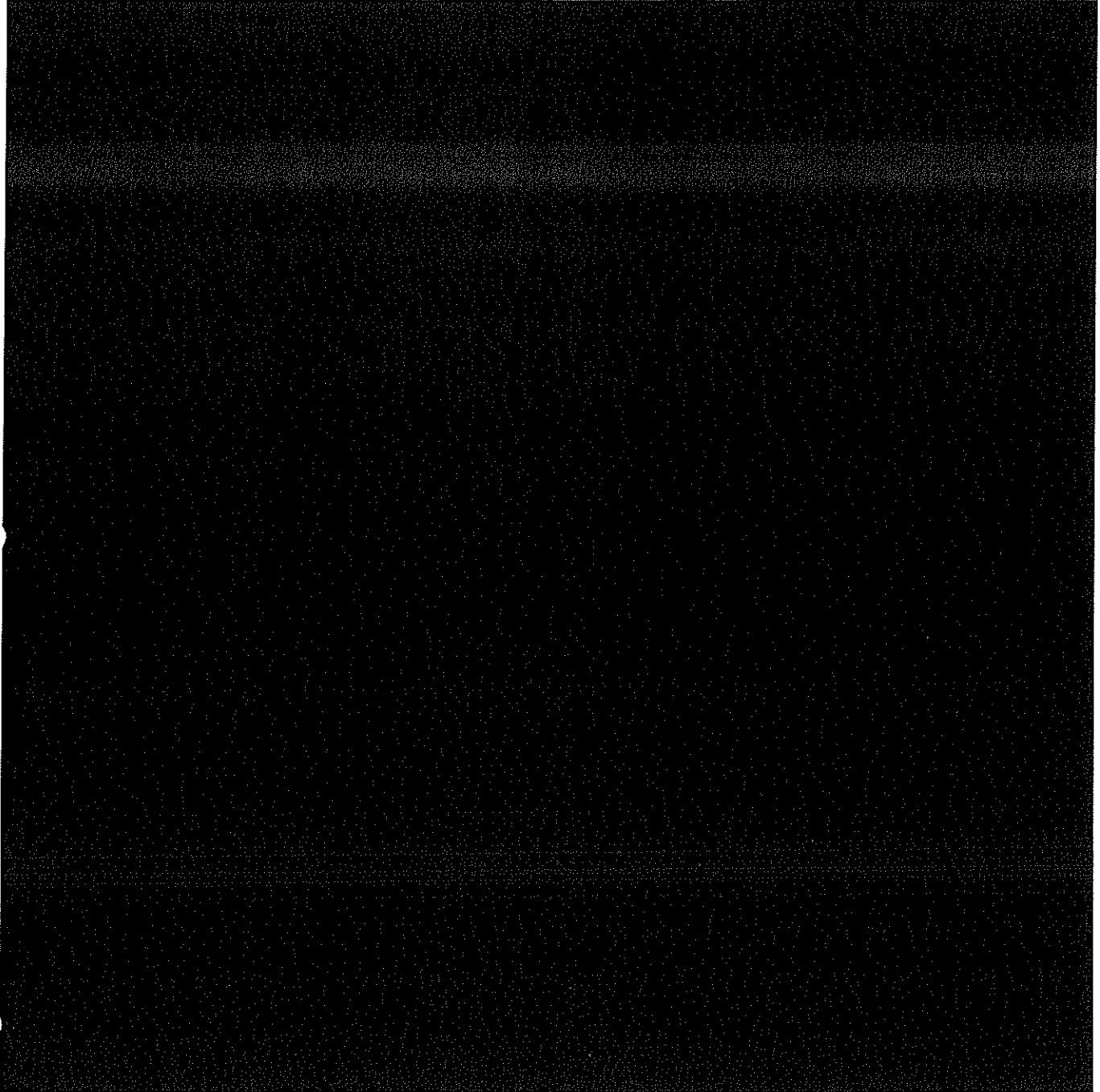
本契約の成立を証するため本書2通を作成し、OC、電通及び電通九州が記名押印の上、OC 及び電通が各1通を保有し、電通九州はその写しを保有する。

2017年 6月 7日

OC 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号  
第19回世界水泳選手権2021福岡大会準備委員会  
会長 下川 祥二

電通 東京都港区赤坂1丁目8番1号  
株式会社  
代表取締役 山本 毅

電通九州 福岡市中央区赤坂1丁目8番1号  
株式会社  
代表取締役 堀 実



## 変更契約書

第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会組織委員会（原契約締結時における「第19回世界水泳選手権2021大会準備委員会」から組織名が変更された団体であり、以下「O.C.」という。）、株式会社電通（以下「電通」という。）及び株式会社電通九州（以下「電通九州」という。）とは、2017年6月7日に締結した第19回世界水泳選手権2021福岡大会マーケティング専任代理店業務委託契約書（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 1 契約名

原契約の契約名「第19回世界水泳選手権2021福岡大会マーケティング専任代理店業務委託契約」を「第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会マーケティング専任代理店業務委託契約」に改める。

### 2 名称

原契約頭書の「第19回世界水泳選手権2021大会準備委員会」を「第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会組織委員会」に改める。

### 3 大会名

原契約頭書の「第19回世界水泳選手権2021福岡大会」を「第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会」に改める。

### 4 第3条（契約期間）

原契約第3条に定める本契約期間「本契約締結の日から2022年3月31日まで」を「本契約締結の日から2023年3月31日まで」に改める。

### 6 その他の契約事項

原契約のとおり

### 7 本契約は、本契約締結の日から有効とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、O C、電通及び電通九州が記名押印の上、O C及び電通が各1通を保有し、電通九州はその写しを保有する。

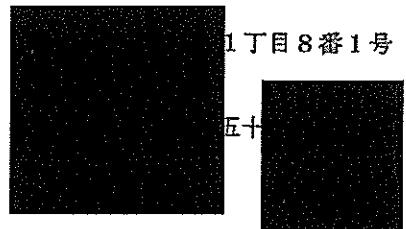
2020年5月28日

O C

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号

第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会組織委員会  
会長 青木 勉

電通



電通九州

